

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年6月20日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 令和5年度東広島市役所本庁舎窓ガラス清掃業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13050015 |
| (3) 物品委託役務内容 | 東広島市役所本庁舎本館及び北館の窓ガラスの清掃を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から令和5年10月31日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市役所本庁舎 |
| (6) 予定価格 | 落札後公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全>建築物清掃
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

東広島市清掃業務共通標準事項を適用する。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和5年6月20日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年6月20日～ 令和5年7月10日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年6月20日～ 令和5年6月27日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 財務部 管財課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館6階） 電話番号 082-420-0908 /ファックス番号 082-422-6850 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年6月30日～ 令和5年7月10日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和5年7月6日～ 令和5年7月7日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和5年7月10日 午前11時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和5年度東広島市役所本庁舎窓ガラス清掃業務 仕様書

1 業務名

令和5年度東広島市役所本庁舎窓ガラス清掃業務

2 履行場所

東広島市役所本庁舎

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年10月31日まで

4 業務対象施設の名称

東広島市役所本庁舎本館及び北館

5 業務概要

東広島市役所本庁舎本館及び北館に設置してある窓ガラスの清掃業務

6 業務目的

洗浄、保護剤の塗布等の定期的な作業を行うことにより汚れの除去及び建築物部材の保護を行い、建築物の美観の維持及び劣化の抑制を図ることで快適な執務環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資する。

7 業務仕様

- (1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市清掃業務共通標準事項（以下「標準事項」という。）による。
- (2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、発注者と協議するものとする。
- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者において行うものとする。

8 業務詳細

(1) 作業範囲

別紙「作業範囲図」のとおり

(2) 作業面積

明細	作業内容	数量	単位	備考
本館	外側片面洗浄	4,030	m ²	※本館南面のライトシェルフ上部窓は除く。
北館		264	m ²	

(3) 作業方法

- ①ガラス面にガラス専用の中性洗剤を塗布し、汚れを除去して完全に拭き取り、水滴の拭き残し・液だれがないように確認すること（ガラス面の隅の汚水はタオルで拭き取る。）。
- ②ガラス面をガラススクイージー等で傷をつけないように操作するとともに、微粉塵によっても傷が付くおそれがあるので、水又は洗浄液を十分に塗布してから

- ガラススクイージー等を使用すること。
- ③ガラスまわりのサッシをタオルで清拭すること。

9 作業場の注意等

- (1) 高所作業に際しては、十分に総合的な安全対策を講じ、安全確保を図ること。(作業場所周辺や作業員等の安全)
- (2) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)を遵守すること。
- (3) 地上バリケードにて作業スペースを確保し、地上監視員を配置すること。
- (4) ロープ高所作業を行うときは、責任者は現状調査により適応した作業計画を定め、高所作業における危険の防止処置を講じること。
- (5) 受注者の責に帰すべき原因により作業員が起こした災害・事故については受注者が責任を負うこと。
- (6) 本館から出ている庇に乗って作業することは可能だが、本館南面のライトシェルフの上に乗って作業することはできない。

10 現地確認等

対象施設の現地確認は、事前に申し出た上で、令和5年6月26日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。

(質問書提出期限：令和5年6月27日)

11 提出書類

次の書類を作業着手前・作業終了後に遅滞なく発注者へ提出すること。なお、様式については任意とする。

- (1) 作業着手前
 - ・作業計画書
 - ・業務実施責任者及び従事者名簿
- (2) 作業終了後
 - ・業務報告書(作業記録簿及び日誌等)
 - ・作業前・作業中・作業後の記録写真

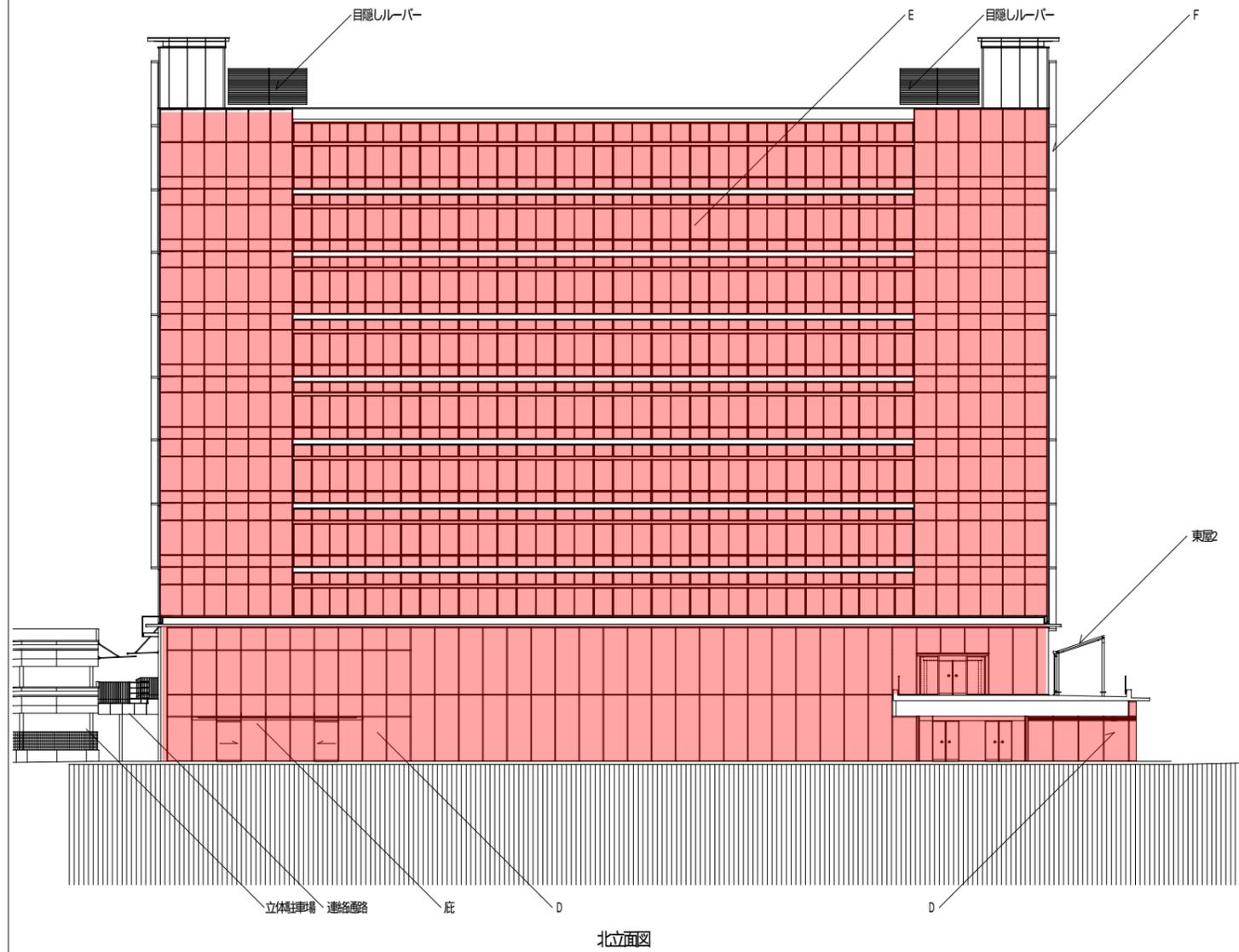
12 その他

- (1) 本業務の作業にあたっては、関係法令を遵守し適正に実施すること。
- (2) 作業員の安全に十分配慮すること。
- (3) 本業務の実施に際し、受注者は履行場所の施設の運営に影響が出ないよう配慮すること。
- (4) 受注者は、業務実施前に発注者と作業日程及び作業内容について打ち合わせを行い、作業計画書を作成し提出すること。なお、作業日は閉庁日(土・日・祝日)とする。
- (5) 業務の実施にあたっては、施設利用者等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の施設利用者等の迷惑とならないよう注意すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに発注者に報告し、その指示に従い修復する。また、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。

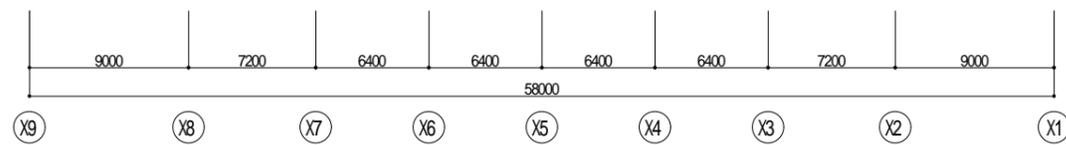
- (7) 本業務において必要となる電気、水道用水は履行場所の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。
- (8) 業務の各実施段階において、作業前・作業中・作業後の写真撮影を行い、作業記録として業務完了後に提出すること。
- (9) 受注者は、本業務で知り得た事項及び関連資料を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (10) 駐車場については、他の施設利用者に支障がない範囲で利用できるものとする。

- 13 問い合わせ先（発注担当課）
東広島市財務部 管財課 庁舎管理係
電 話 (082) 420-0908
F A X (082) 422-6850

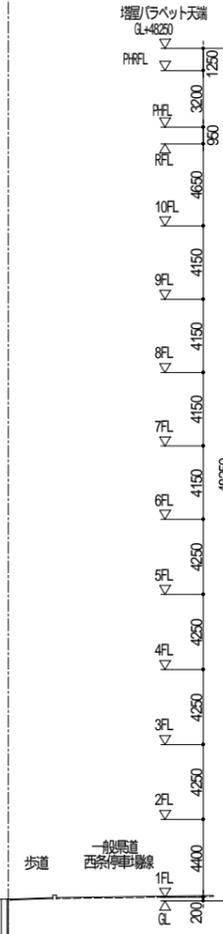
(別紙) 作業範囲図
【本館】



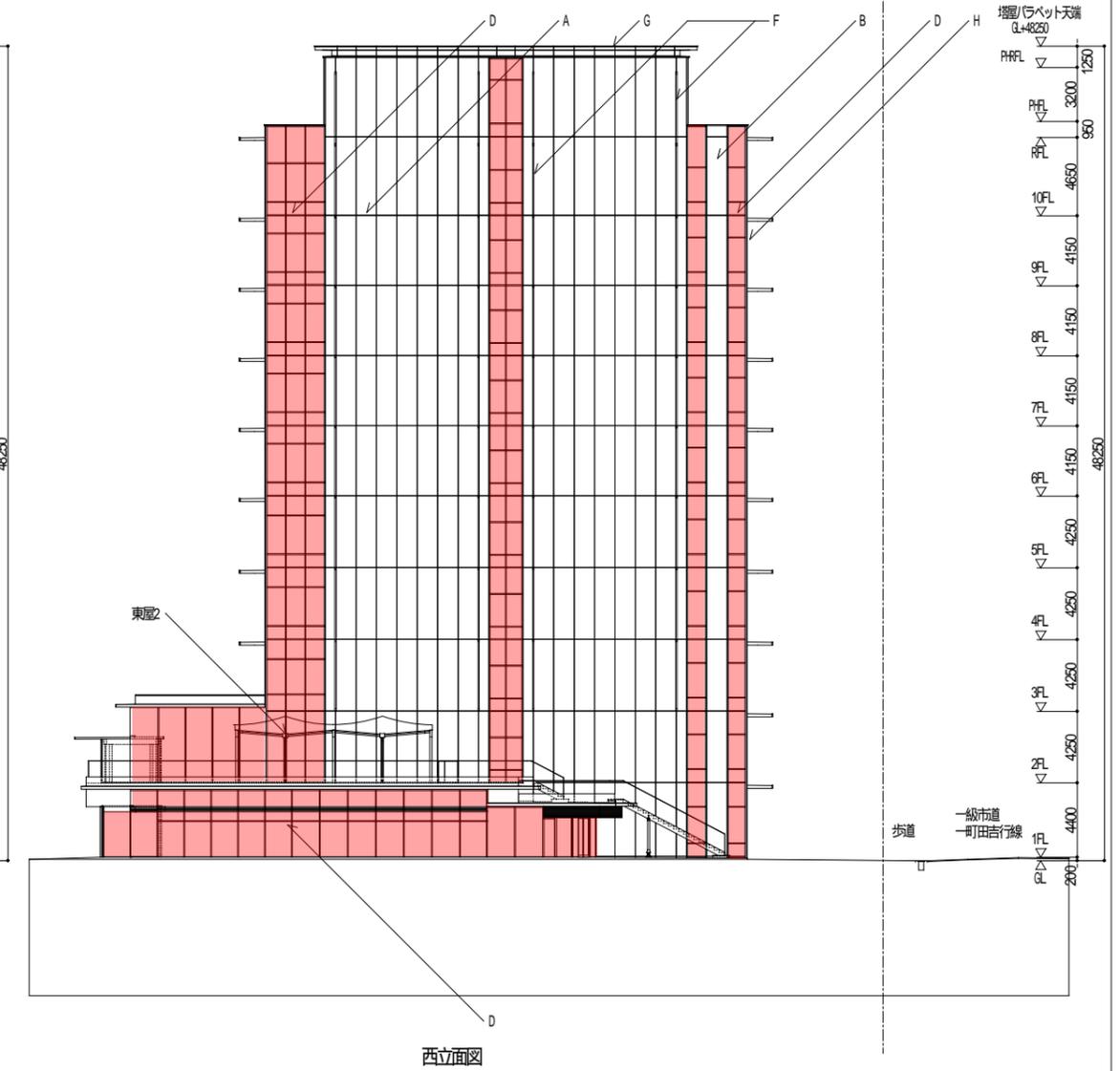
北立面図



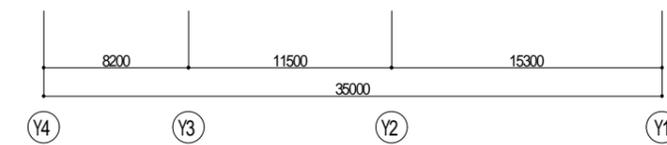
道路境界線



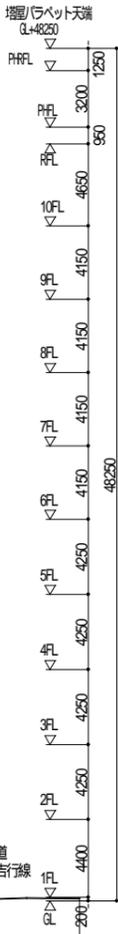
歩道
一般県道
西条停車場線



西立面図



道路境界線



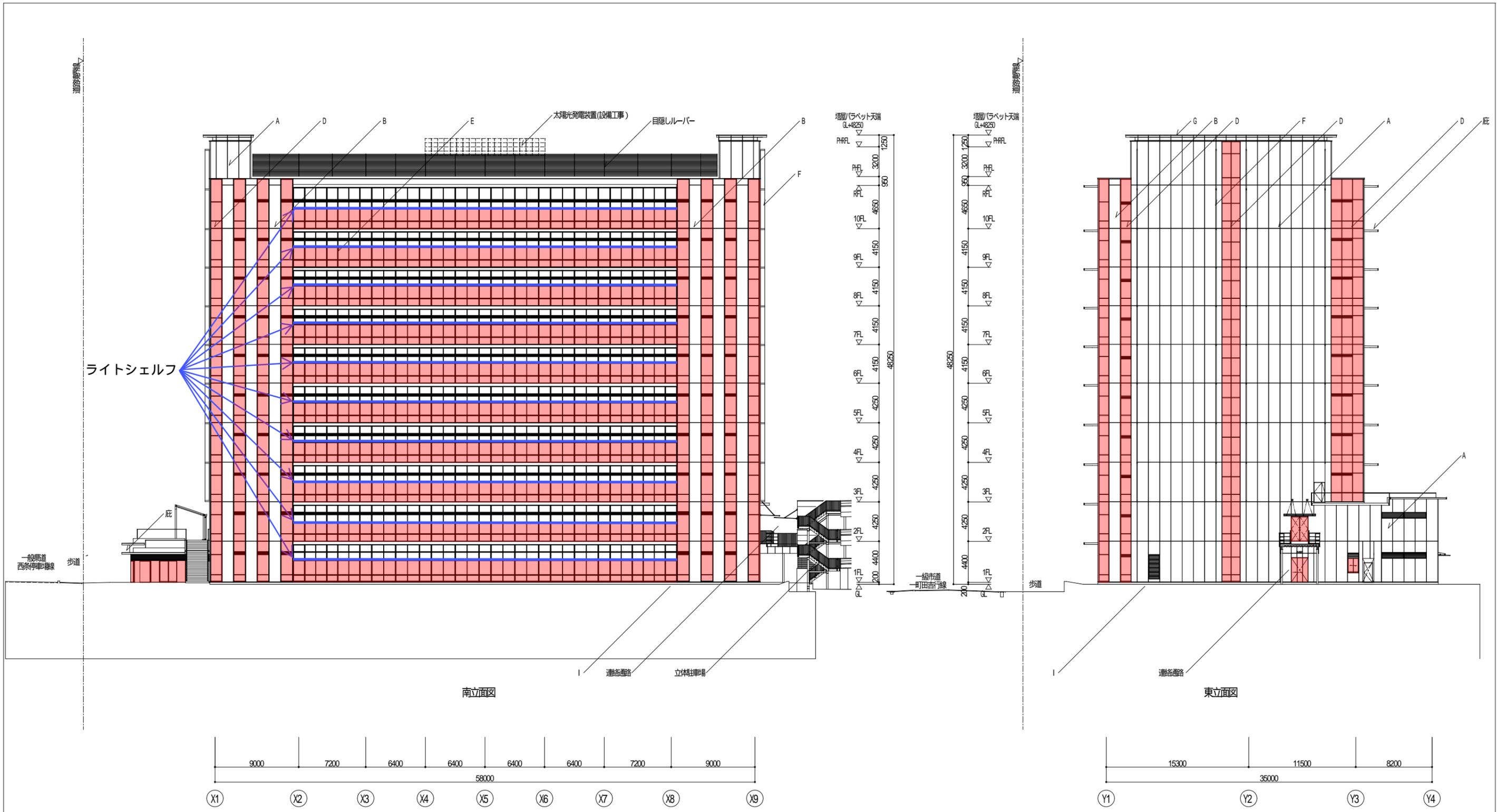
歩道
一般市道
一町田吉行線

凡例	
A	ECP-A+タイル 裏面 断熱材
B	ECP-C 裏面 断熱材
C	ECP-D 裏面 断熱材
D	ACII
E	AW
F	ECP-L
G	ALパネル
H	AL底
I	吹付

竣工年月日	...
監理者印	...
施工者印	...

	DATE 2011. 1. 5	PROJ. NO. 0-2010-052	一級建築士 第99018号 百合野 耕治	PROJ. TITLE 庁舎建設事業 東広島市庁舎新築工事 (建築)	意匠
	CHECK			DRG. TITLE 立面図 (2)	DRG. NO. 35

SCALE A1 1:200 A3 1:400



凡例	
A	ECP-A+タイル
B	ECP-C
C	ECP-D
D	ACII
E	AIW
F	ECP-L
G	ALJパネル
H	AL底
I	吹付

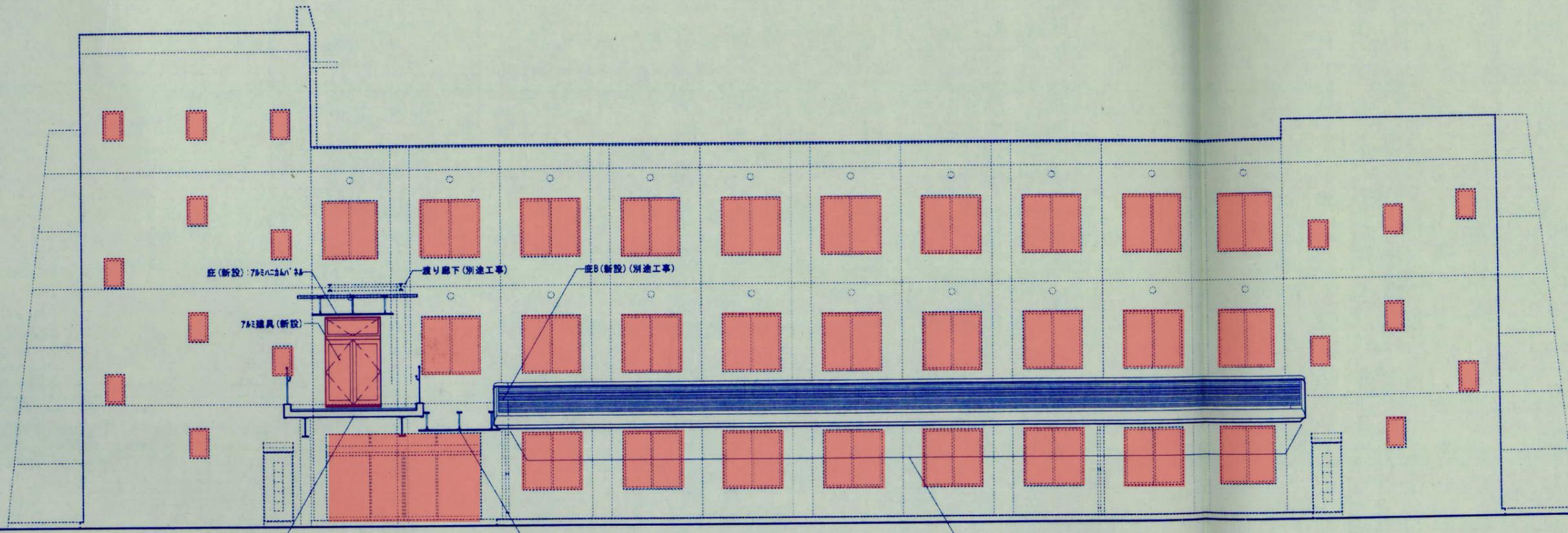
竣工年月日	2011. 1. 5	DATE	2011. 1. 5	PROJ. NO.	0-2010-052	一級建築士 第99018号 百合野 耕治	PROJECT TITLE	庁舎建設事業 東広島市庁舎新築工事(建築)	意匠	
監理者印		CHECK					DRAW. TITLE	立面図(1)	DRG. NO.	34
施工者印							SCALE	A1 1:200 A3 1:400		

大建・村田相互 東広島市庁舎設計共同体

【北館】

底 撤去(別途工事)

既存 南面 立面図 1:200



底(新設):7âにâい' 枠

渡り廊下(別途工事)

底B(新設)(別途工事)

7â2â具(新設)

渡り廊下(別途工事)

底(新設):7âにâい' 枠

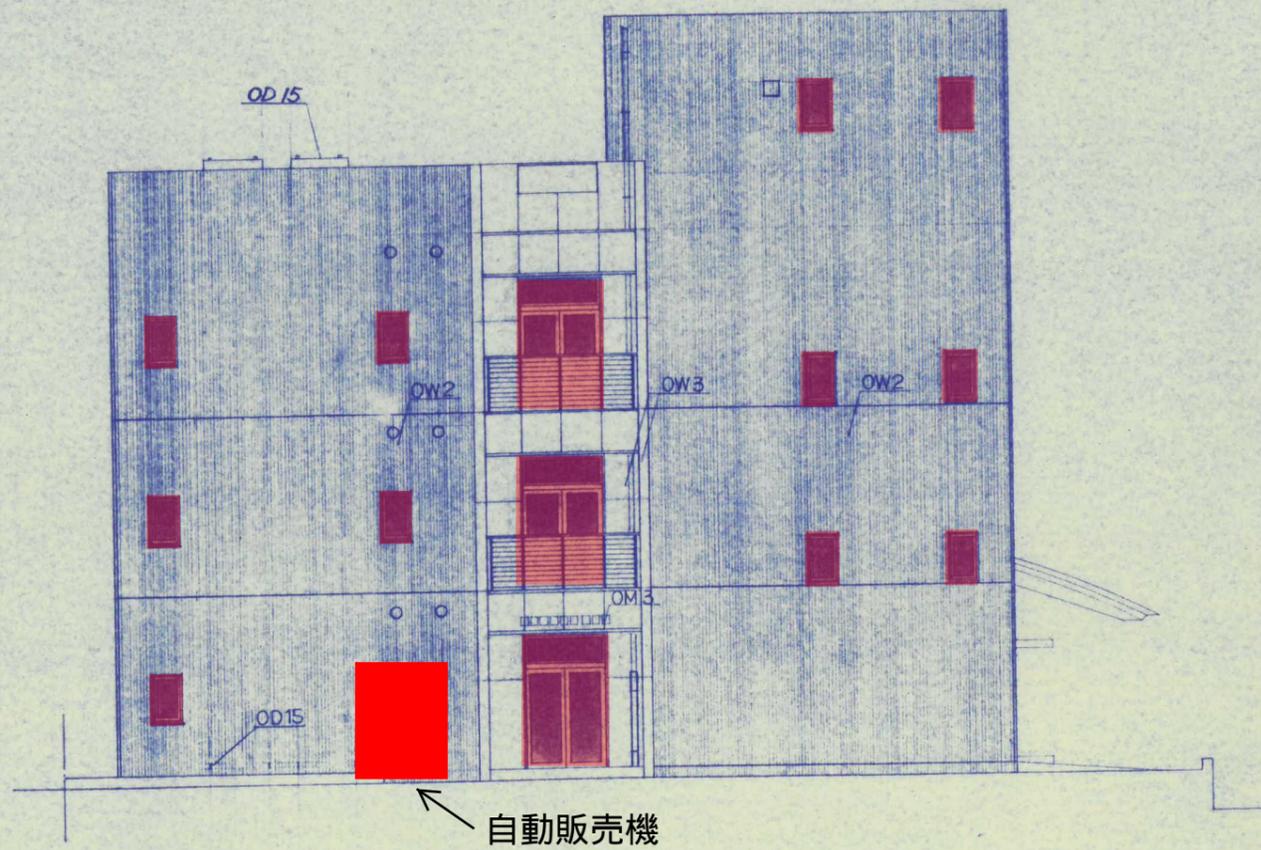
底B:屋根部分 7â素樹脂鋼板厚0.5 ㎝の上 7â素樹脂塗装
 壁水切部分 7â素樹脂鋼板厚0.5 ㎝の上 7â素樹脂塗装
 軒先部分 7â素樹脂鋼板厚1.0 ㎝の上 7â素樹脂塗装
 内樋部分 耐酸被覆鋼板厚0.8 既存のまま

底B:屋根部分 7â素樹脂鋼板厚0.5 ㎝の上 7â素樹脂塗装
 壁水切部分 7â素樹脂鋼板厚0.5 ㎝の上 7â素樹脂塗装
 軒先部分 7â素樹脂鋼板厚1.0 ㎝の上 7â素樹脂塗装
 内樋部分 耐酸被覆鋼板厚0.8 既存のまま

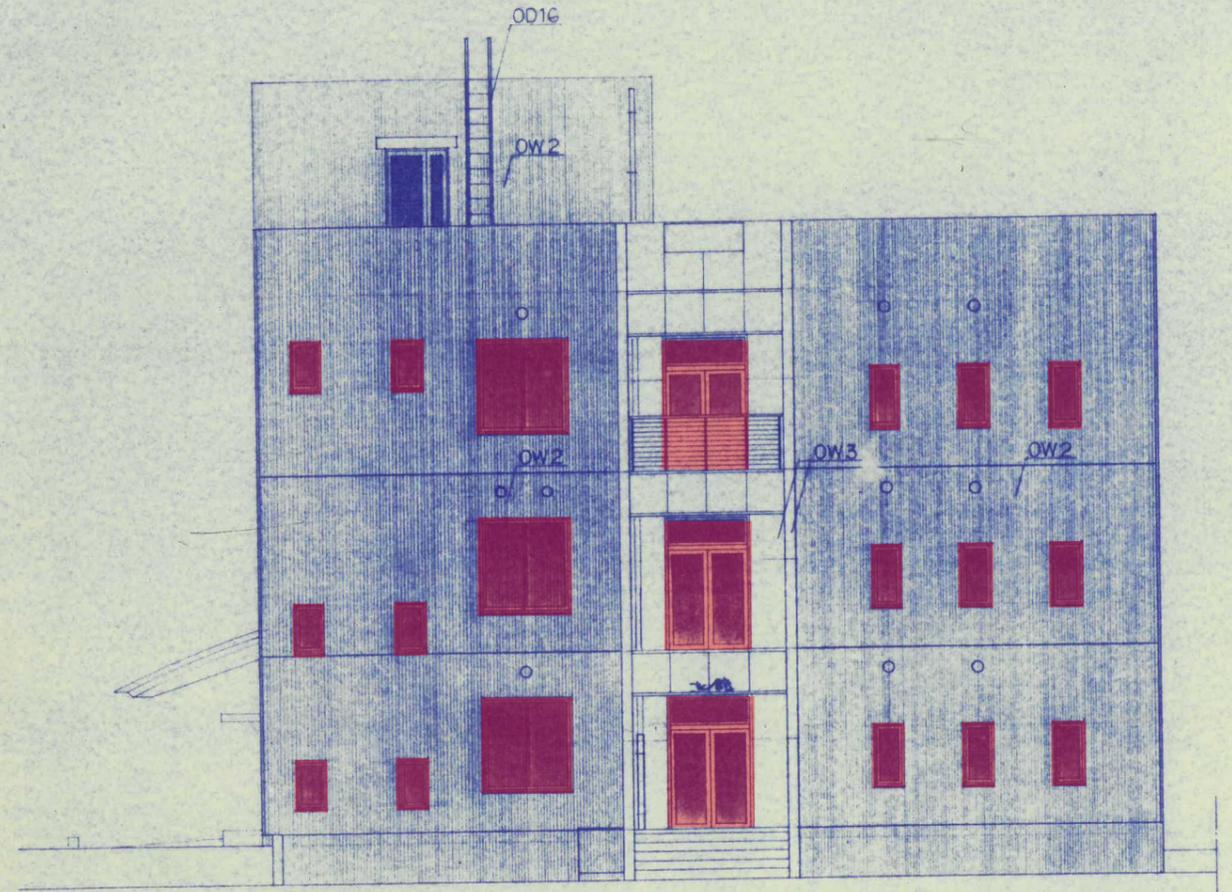
改修 南面 立面図 1:200



大建・村田相互 東広島市庁舎設計共同体



西面立面図 SCALE 1:100

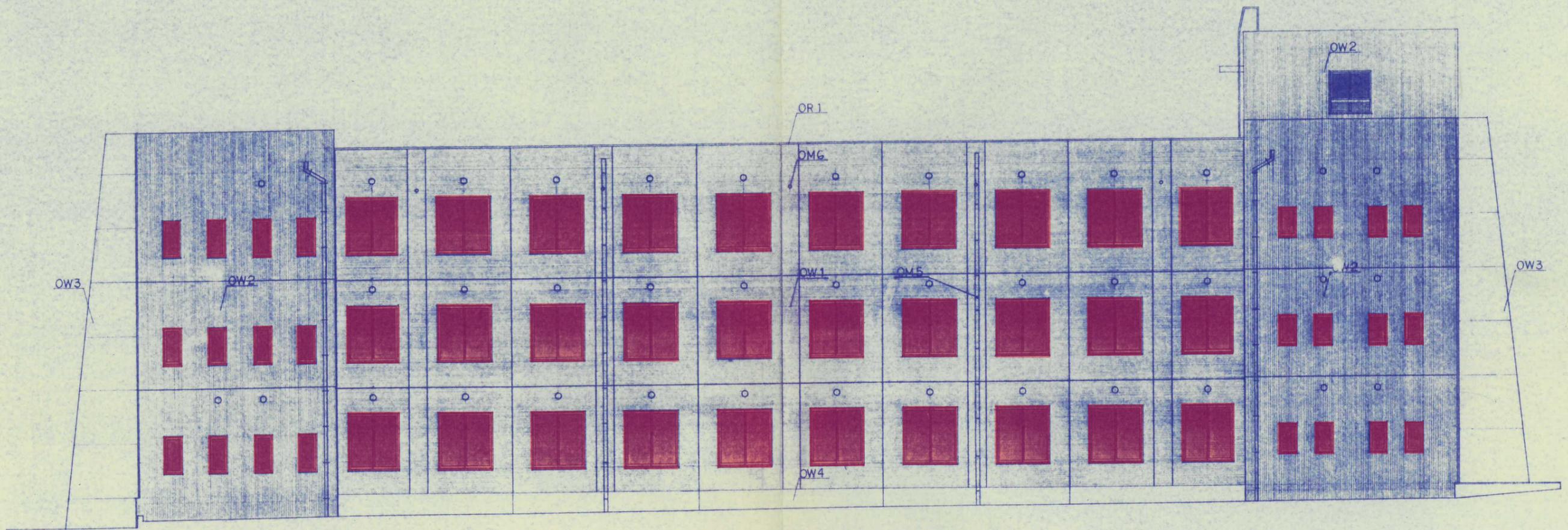


東面立面図 SCALE 1:100

凡例	□ 室番号	C 天井	P.S. バイブスペース	鉄筋コンクリート	年月日	基本設計	1級建築士事務所 広島県知事登録第94(1)1545号	TITLE 平成7年度 (仮称)東広島市庁舎増築工事		意匠	19
	○ Zレベルよりの高さ	WCJ 廻り縁	D.S. ダクトスペース	ALC版・PC版・軽量コンクリート コンクリートブロック		実施設計		CHIEF	SCALE 1:100		
D 詳細番号	W 壁	M.B. メートルボックス	E.V. エレベータ・シャフト	木	年月日	変更設計(1)	1級建築士77051 大江弘康 東広島市西条町西条東1051 ☎(0824) 23-4757	DRAW 越本大二郎	19		
M コンポーネント番号	WFJ 巾木	F 床	軽量鉄骨間仕切 (L・G・S)	年月日	変更設計(2)	竣工図書					



1級建築士事務所
 広島県知事登録第94(1)1545号
有)大江建築設計室
 1級建築士77051 大江弘康
 東広島市西条町西条東1051
 ☎(0824) 23-4757



北面立面図 SCALE 1:100

凡例	□ 室番号	C 天井	P.S. バイブスペース	鉄筋コンクリート	年月日	基本設計	1級建築士事務所 広島県知事登録第94(1)1545号	TITLE 平成7年度 (仮称)東広島市庁舎増築工事		意匠	20
	○ Zレベルよりの高さ	WCJ 廻り縁	D.S. ダクトスペース	ALC版・PC版・軽量コンクリート コンクリートブロック		年月日		実施設計	CHIEF		
D	詳細番号	W 壁	M.B. メートルボックス	木	年月日	変更設計(1)	1級建築士77051 大江弘康 東広島市西条町西条東1061 ☆(0824)23-4757	1:100	立面図 3	20	20
M	コンポーネント番号	WFJ 巾木	E.V. エレベータ・シャフト	軽量鉄骨間仕切 (L-G-S)	年月日	変更設計(2)					
		F 床			年月日	竣工図書					



1級建築士事務所
広島県知事登録第94(1)1545号
有限大江建築設計室
1級建築士77051 大江弘康
東広島市西条町西条東1061
☆(0824)23-4757

TITLE 平成7年度 (仮称)東広島市庁舎増築工事
CHIEF
SCALE 1:100
NAME 立面図 3
DRAW 越本大二郎

意匠
20
20